

平成23年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成22年9月

滋賀県市長会

平成22年 9月27日

滋賀県知事
嘉田 由紀子 様

滋賀県市長会
会長 目片 信

要 望 書

平素は、都市自治体の施策推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、世界的な景気の停滞感が強まる中、我が国においても4～6月期の実質国内総生産（GDP）成長率が急減速するなど経済の自律回復が極めて厳しい状況に置かれていると言われております。

こうした状況にあつて、平成23年度は、国及び県においても昨年にも増して厳しい財政状況での予算編成となることが想定されますが、住民に最も身近な都市自治体として行政サービスを提供する市町の立場をご賢察いただき、市政各般にわたるご支援をよろしくお願いします。

特に新年度は、嘉田県政2期目のスタートにあたり、現在、次期「滋賀県基本構想」及び「新滋賀県財政構造改革プログラム」を策定中と伺っております。

これらは知事が標榜される「未来可能な安心希望社会づくり」に繋がるものと考えますが、県と市町がより信頼を深め互いの協力があつてこそ実現し県民の利益につながると考えております。

つきましては、県による来年度の予算編成に際しましては、真の対等なパートナーとしての市町と十分な議論を尽くしていただき、市町の要望に誠実に対応いただきますよう強く要請いたします。

目 次

知 事 直 轄 組 織	1
総 務 部	5
県 民 文 化 生 活 部	9
琵琶湖環境部	11
健 康 福 祉 部	18
商 工 観 光 労 働 部	28
農 政 水 産 部	31
土 木 交 通 部	35
教 育 委 員 会	42
企 業 庁	46
警 察 本 部	47

知事直轄組織

1. 県と市町の関係性のあり方について

県と市町の関係は対等となったと言われているが、いまだに制度上も意識上も従前と変わらないことから、関係性を見直していただきたい。

2. 滋賀県の施行する整備事業等にかかる市町負担金のあり方について

県施行の土木建設事業、流域下水道建設事業及び土地改良事業にかかる市町負担金のあり方について、次の事項等に特段の配慮を願いたい。

- (1) 負担金の経費内訳とその積算根拠についての情報開示の徹底
- (2) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設
- (3) 負担金の軽減

3. 災害に強い国土の形成について

昨年8月11日に発生した静岡地震をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地では大規模自然災害が頻発している。

市民の生命と財産を守り安心・安全な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられたい。

- (1) 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定のほか、土砂災害防止法による警戒区域・特別警戒区域の指定、水防法による浸水想定区域の指定に伴う防災上必要な施設整備等に対する財政措置の拡充
- (2) 防災拠点施設の建て替えに対する財政支援措置
- (3) 住宅家屋の耐震診断や改修を推進するため、所得税の減免など税制上の優遇措置
- (4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用した緊急情報の伝達体制を整えるため、防災無線のデジタル化に対する財政措置の充実強化
- (5) 琵琶湖西岸断層地帯地震など発生する確率が高い地域の防災対策推進地域への指定及び防災対策基盤整備が実施できるような特段の法整備と財政支援
- (6) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等の育成に向けた専門員派遣などの人的支援
- (7) 災害時における災害時要援護者避難支援を実施するにあたり、災害時要援護者支援台帳やそれに伴うシステムの構築、避難誘導、情報伝達収集手段の整備、福祉避難所の整備に伴う助成制度の創設及び充実

4. 原子力発電施設の安全対策について

原子力発電施設は、災害や事故がひとたび発生すると、広域的かつ長期的にその影響を及ぼすおそれがあることから、事故の態様や放射能による被害の有無に関わらず、市民に大きな不安を引き起こすことになる。

誰もが「安心・安全」に暮らせる社会は市民共通の願いであり、こうした市民の負託に応え施策を推進することは行政の責務である。今後、安心して市民生活が確保できるよう、次の事項について国に対して強く働きかけられたい。

- (1) 災害時における原子力発電施設の安全防災対策に対する万全の措置
- (2) 原子力発電施設周辺に存在する活断層の早急な調査及び施設設備の耐震補強の実施など原子力事業者に対する安全確保に関する指導強化及び関係機関に対する監督・指導の強化
- (3) 安全対策の強化による市民の不安解消と信頼確保
- (4) 大規模自然災害時における迅速・的確な通報体制及び立地住民に対する十分な説明体制の徹底・強化
- (5) モニタリング車の適正配置

5. 公共施設の耐震化事業推進について

公共施設の耐震化事業を推進するため、特に広域避難所に指定されている公共施設の耐震化事業にかかる耐震診断費、実施設計費、補強工事費等に対し、県補助制度の充実強化を図られるとともに、国の補助制度の拡充について積極的に働きかけられたい。

6. (仮称) 自治体広域行政圏構想の策定と国への提言について

国では、道州制の議論が進められているが、都道府県の将来のあり方について県自ら議論を起し、市町、隣接する府県の意見や県民の声を十分に踏まえつつ、都道府県自治のあるべき姿を描いた(仮称)自治体広域行政圏構想を策定し、国へ提言を行うとともに、広く県民に示していただきたい。

総 務 部

1. 地方税財源制度について

三位一体改革に端を発した国庫補助負担金の廃止・削減が進み、市町においては、扶助費等の義務的経費が増加する中、財源不足が深刻化し、非常に苦しい財政環境となっているところである。とりわけ地方交付税は、地方自治体の根幹をなす貴重な財源であり、一定の行政水準を確保し安定した財政運営を行うため、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 地方分権の推進のためには、税財源面での自由度、裁量度が必要不可欠であり、さらなる税源移譲を実施されたい。
- (2) 国の財政再建のための国庫負担率の引き下げや税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止など、単なる地方への負担転嫁や地方の自由度につながらない補助率の引き下げは断固として受け入れることができない。
- (3) 現下の経済情勢のもとでは、地方交付税の原資となる国税の収入減が予想され、また、地方税収においても平成22年度地方財政計画上の税収見込を下回ることが見込まれるため、必要な財政措置を講じられたい。
- (4) 所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分減少額については、交付税率の引き上げにより確保されたい。
- (5) 地方交付税の制度改革について、国が一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場を設け、地域の意見を十分反映した形で決定されたい。
- (6) 合併特例法に基づく地方交付税制度にかかる財政支援については、地方交付税制度改革に関わらず堅持されたい。

2. 新たな財政構造改革プログラムの実施について

新たな財政構造改革プログラムを策定するにあたっては、事前に市町と協議されたい。

3. 滋賀県個性輝く自治活動支援事業の継続実施について

個性輝く自治活動の支援（自治振興交付金事業）は、県民が個性豊かな地域づくりを自ら考え、自ら行う自治活動を支援することにより、県民の自主性と責任を基礎にした主体的な地域づくりの気運を高めていくためには重要な支援であるため、今後においても、継続事業として推進されたい。

また、交付金化されているにもかかわらず、補助金要綱が存在し、市町自らの自主性や独自性を阻害していることから、補助金要綱の廃止又は見直しを図られたい。

4. 一括交付金の総額確保について

「地域主権戦略大綱」に基づき平成23年度から段階的に実施予定の「一括交付金」について、単に国の歳出削減や事業費縮小に終わらせないよう、予算額の確保について、国への積極的な働きかけを願いたい。

5. 滋賀県市町振興資金の貸付枠の拡大について

滋賀県市町振興資金の知事特認分（貸付要綱第2条（3））とされている対象事業の範囲拡大と貸付限度額の引き上げを図られたい。

6. 効率的な統計調査関係事務の実施について

県と市町が連携し、限られた人的・物的資源の中でより効率的な各種統計調査を行うため、調査にかかる交付金の算定・交付方法、調査員の褒賞・表彰、使用済み調査用封筒や調査の手引き等のリサイクルについて、市町と事前に十分協議されたい。

7. 公的資金補償金免除繰上償還等制度の継続実施について

公的資金補償金免除繰上償還と低金利債への借換については、平成22年度以降も継続実施されることとなったが、引き続き次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- （1） 前年度の財政力指数要件を廃止し、かつ資本費要件を緩和したうえで、新たな公的資金補償金免除繰上償還制度を講じられたい。
- （2） 公債費の後年度負担の軽減に大いに資するものと考えられることから、4%以上5%未満の残債についても繰上償還の対象とされたい。

8. 安定した年金制度の維持について

日本人の平均寿命が延びた今日、老後の生活になくなくてはならないのが公的年金であり、高齢化社会が本格化する中で、安定した年金制度を維持することは極めて重要である。こうした状況の下、国においては、平成22年1月に社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」が設立されたが、県においても年金制度の安定した制度維持ができるよう、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 年金記録問題の早期解決に向けて、さらなる国への働きかけを願いたい。
- (2) 法定受託事務及び協力連携事務の見直しを図られたい。
特に、国民年金第1号被保険者にかかる年金裁定事務については、「日本年金機構」において一元化願いたい。

9. 新しい高齢者医療制度について

現在の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は平成24年度をもって廃止し、新しい制度への移行が検討されているが、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 新たな高齢者医療制度の創設にあたっては、国民の合意が得られるよう持続可能な分かりやすいものとし、被保険者や関係機関とも十分な議論を行い、意見を反映させるとともに、必要な財源は全額国において確保されたい。
なお、一部を国民健康保険へ移行することも検討されているが、あわせて国民健康保険の広域化についても、国民の健康を広域的に守る視点に立ち、都道府県単位の運営を願いたい。
- (2) 新制度の電算システムは、十分な準備期間と検証期間を確保し、安定した運用が図れるものとされたい。

県民文化生活部

1. 人権擁護の推進について

人権擁護の推進を図り、市民の基本的な人権を護るため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう、国に強く働きかけるとともに、県においても、なお一層の指導支援等積極的な対応を図られたい。

- (1) 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立されたい。
- (2) 人権擁護委員活動の重要性に鑑み、委員活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保など必要な措置を講じられたい。
- (3) 人権意識の高揚に向けた施策を総合的に推進するための体制整備及び人権教育、啓発事業に対して十分な財政措置を講じられたい。
- (4) インターネット等を悪用したプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度の整備を図るとともに、その実態把握に努め、関係団体への指導・啓発を強化されたい。

2. 行政の情報化整備について

電子申請や施設予約などの電子自治体の実現に向けた取り組みが進んでいく中で、県内の市町では共同アウトソーシングの検討も行っている。このような状況の中で、地方公共団体の共通事務である「文書管理」「財務会計」「統合型地図情報」等のシステムについては、国や県が開発・導入を行い、市町の統一的な利用ができるよう国への働きかけを願いたい。

3. 地上デジタル放送開始に伴う「新たな難視地域」について

地上デジタル化に伴う新たな難視地域については、行政として短期間に適切な対策を講じる必要があり、市に新たな負担が生じる可能性があることから、地元住民への説明はもとより、財政支援も含めた適切な措置が講じられるよう、国に対して強く働きかけられたい。

4. 消費生活センター（消費生活相談窓口）の充実について

近年、急激に増加している「振り込め詐欺」や「リフォーム詐欺」など新手の悪徳商法による被害拡大を防ぐため、市民と直結する福祉部局と連携を図る中で、情報提供、苦情相談、苦情処理等の対応を行うことが最も有効な手段と考えられることから、市消費生活センター（消費生活相談窓口）の体制確保について支援願いたい。

また、県民が気軽に相談できる窓口として、県消費生活センター分室を各地域に開設し、安全・安心できる消費者行政の推進・充実を図られたい。

琵琶湖環境部

1. 琵琶湖保全対策の推進について

各地域における琵琶湖の総合保全対策推進のため、次の事項について県の積極的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（第5期）に基づく事業の一層の推進
- (2) 「琵琶湖総合保全整備計画」への自然再生推進法の理念に基づく内湖や水路等機能復元の評価・検討の位置づけ及び事業の着実な推進
- (3) 住民・企業・行政の主体的な取り組みへの総合的な仕組みの確立と支援

2. 下水道整備促進について

下水道の整備促進のため、事業推進にかかる諸問題の解決について、財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

また、特に次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った安定的かつ確実に事業が実施できる制度の確立を国に強く働きかけられたい。
- (2) 下水道事業にかかる起債条件を改善し、償還年限を延長するとともに借り換え措置にかかる借入先、借入利率等の要件を緩和されるよう国に要望されたい。
- (3) 滋賀県公共下水道整備水洗化促進交付金交付要綱の制定期間の延長と限度額の撤廃を願いたい。

3. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。
特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 「特定家庭用機器再商品化法」の趣旨を守り、円滑な資源化を図るため、次の事項について国に強く働きかけられたい。
 - ア) 特定家庭用機器の製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制度の導入完全実施
 - イ) 引取り場所の増設
- (2) 容器包装リサイクル法に対応するための施設整備、分別収集にかかる費用に対する所要額の確保について、国に強く働きかけられたい。
- (3) 循環社会の推進のため、資源有効利用促進法及び個別リサイクル法等に基づき廃棄される家電・自動車等の資源化が推進されているところであるが、リサイクルルートにのらず発生する不法投棄について、自治体が撤去した場合には、その再資源化等処理費用を全額企業側で負担されるシステムを構築されるよう、国に強く働きかけられたい。
- (4) RD社問題を含む県内各所における産業廃棄物処理問題については、県民が安心して暮らせるよう、地域住民との連携及び合意と納得を原則に住民への十分な説明を行い、住民の意見を尊重しながら、一日も早く問題解決に向けた実施計画を策定し、恒久対策を講じるなど県の積極的な取り組みを願いたい。

4. 自然公園施設の管理について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理を行っている。今後も、適切な維持管理を行うため、設置者である県の責任において、必要な維持管理委託料を確保されたい。

5. し尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理について

し尿及び浄化槽汚泥の処理について、県内の処理施設の整理統合や下水道への直接投入等、各市町にとって効率的な施設整備・運営が図れるよう、将来的な視点を持った方策を検討されたい。

また、処理施設の老朽化等により多額の維持管理費が必要となるため、衛生センターにおけるし尿処理を流域下水道に投入することについて、特段の配慮を願いたい。

6. 水草、ヘドロ及び湖底散乱ごみの除去対策について

ラムサール条約は湿地の保全と適切な管理を義務付けている。このことから近年琵琶湖や内湖において異常繁茂が恒常化している水草類の刈り取り作業について、湖辺への漂着藻も含め、それらの抜本的（根こそぎ）除去と広域的な有効利用や処分場の確保等について積極的な対応を願いたい。

また、湖底のヘドロ及び散乱ごみは、琵琶湖全域にわたる問題であり、市単独で対応できることではなく、魚類の生息にも悪影響を及ぼすことから、特に漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、沖島をはじめ琵琶湖周辺にストックヤードを設けるなど、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。

7. 鳥獣被害防止対策の確立について

猪、猿、鹿、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金となる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防除策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

- (1) 増えすぎた野生鳥獣の生息地ともなっている「鳥獣保護区」の区域・規模の見直しや一定期間の廃止等についての検討
- (2) これまでの中山間地域総合整備事業などと同様な補助制度による鳥獣進入防止用恒久柵設置施策の確立
- (3) 猪の特定鳥獣保護管理計画を策定し、年間を通じた個体数調整事業の実施
- (4) 猿の個体数把握と実施計画を策定し、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整数は群の50%）の削除
- (5) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (6) 滋賀県獣害対策環境整備支援隊派遣事業の拡充
- (7) 狩猟期間の延長及び有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保と県の直接捕獲事業の実施
- (8) 専門機関による被害集落に対する出前研修の実施
- (9) 鳥獣害対策にかかる近隣府県との協力連携体制の構築
- (10) 国よりさらなる支援が受けられるよう、鳥獣捕獲関連予算の確保に向けた取り組み

8. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

9. 低周波騒音の法整備について

低周波騒音の解決対策について、法整備も含め国に積極的に働きかけるとともに、県としても住民相談の窓口を設置するなどの対応を願いたい。

10. 農林業集落排水処理施設の公共下水道への 接続と余剰汚泥処分に向けた支援について

「農林業集落排水処理施設」の公共下水道への接続について、県当局の総合的な指導と特段の支援対策を願いたい。

また、余剰汚泥の処分対策について、減量化対策とあわせて指導・支援をいただくとともに、抜本的な見直しを行い、これらの実現のための新規助成制度の創設を願いたい。

11. 適正な森林管理のための支援について

森林の公益的機能を最大限に発揮し、琵琶湖森林づくり県民税を活用した環境重視の森林づくりを推進するため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 既存の国庫補助事業への充当や地元等が実施している森林施設の維持管理等への対象拡大など、琵琶湖森林づくり事業の柔軟な運用
- (2) 里山リニューアル事業の継続
- (3) 「次代の森林を支える人づくり」として位置づけられ実施されている「やまのこ事業」の専任指導員の待遇改善及び運営経費の充実
- (4) 地域の実情に応じた間伐事業の補助額の嵩上げ
- (5) 県営治山事業の早期採択及び実施
- (6) ナラ枯れ対策を行おうとする里山保全活動等への支援

12. 木材資源の循環利用に向けた基盤整備について

公共建築物における木材の利用促進について、生産性向上と木材需要の掘り起こしを推進し、木材の流通を促進するため、次の事項について実施されたい。

- (1) 林業再生に向けた国の法制化に伴い、現行関連制度の課題等を踏まえた木材利用の促進に関する方針の策定
- (2) 方針の策定にあたっては、各森林整備事務所単位で関係事業者や活動団体などが参画できる協議機関の設置
- (3) 木材流通の仕組みづくり、路網整備などの基盤整備の予算の確保と国への施策提案

13. 県施行流域下水道建設事業にかかる市町負担金のあり方について

流域下水道建設事業にかかる負担金のあり方について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 負担金の経費内訳とその積算根拠についての情報開示の徹底
- (2) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設

14. 企業・団体等の環境活動の促進に向けた新たな仕組みづくりについて

「淡海エコフオスター制度」が見直されることにより、参加団体の活動が低下することが危惧される。引き続き参加団体が発展的に活動を継続できるよう、県や市による活動団体の社会貢献に対する評価や認証する制度を導入するなど、環境美化に対する意識の高揚をより一層図るための新たな仕組みを構築されたい。

15. 合併浄化槽の設置及び維持管理に伴う補助について

県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の設置及び維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくよう特段の配慮を願いたい。

健康福祉部

1. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 介護予防支援費単価をさらに引き上げ、居宅介護支援費単価と同等とされたい。
- (2) 地域密着型サービスの事業者指定・指導監査にかかる円滑な事務作業遂行のための支援を願いたい。
- (3) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化することとされたい。
- (4) 第1号被保険者の保険料について、世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等、より公平な保険料設定となるよう見直されたい。

2. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 全ての保育所において、家庭支援を必要とする児童等に対し、支援を行うための家庭支援推進保育士が配置できるよう、補助基準等の見直しを願いたい。
- (2) 共働き、一人親家庭の増加や子どもの安全対策を考慮して総合的な放課後対策を必要とする家庭は、今後益々増えることが予想される。子育てをしながら安心して働けるよう放課後の居場所づくりに向けた支援の拡充を図られたい。
- (3) 補助要件に満たない10人未満の小規模学童保育所に対する放課後児童健全育成事業の補助基準の拡大を国に働きかけていただくとともに、県の制度を拡充されたい。
- (4) 既存の放課後児童クラブ実施施設における備品等の整備について、助成事業の対象となるよう見直しをされたい。
- (5) 県が実施されている小学校就学前までの乳幼児医療費助成制度について、所得制限の撤廃及び自己負担金の無料化を願うとともに、対象者の年齢を中学校3年生まで拡充されたい。
- (6) 待機児童解消を図るため、老朽化の著しい公立保育園等の増改築・耐震化など、保育施設の整備に対するより一層の財政措置の拡充を図られたい。
- (7) 退職保育士の職場復帰のための研修制度や子育て世代を経験した地域の人材を活用できるような制度づくりなど、延長保育・一時保育の充実に向けた人材確保対策を講じられたい。
- (8) 両親ともに外国籍の子どもが安心した保育所生活が送れるよう、通訳ボランティア派遣にかかる補助制度を創設されたい。

3. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 高次脳機能障がい者に対する支援策の確立を図られたい。
- (2) 重度障がい児保育にかかる専門職員等の配置と加配に関する補助制度の創設及び障がい児加配職員数に応じた補助金の交付を願いたい。
- (3) 知的障がい者更生施設（入所）の増設と整備費補助の充実強化を図られたい。
- (4) 在宅の重症心身障がい児（者）の地域生活の支援体制において、特に「重症心身障害児（者）通園事業」や「重度障害者通所生活訓練援助事業」について、対象者の増加とニーズ及び地域に即応した事業所数の拡大と事業運営財源について、特段の充実を願いたい。また、通園事業の条件整備と方向性についても、早期に示されるよう国に強く要望されたい。
- (5) 障がい者地域生活援助事業によるグループホームとケアホームの整備費補助事業に必要な財政措置及び制度拡充を国に強く要望されたい。

4. 既存の小規模福祉施設への消防用設備の設置 に対する交付金制度の拡充について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について、275㎡未満のグループホーム及び要介護者が生活（寝泊り）する小規模多機能型居宅介護事業所をその対象にするよう、国に働きかけられたい。

5. 平成23年度における子ども手当の制度設計について

平成23年度子ども手当の制度設計にあたっては、地方自治体の意見が十分反映されるよう、特に次の事項について国に強く働きかけられたい。

- (1) 平成22年度における児童手当相当分の自治体負担については、安易に地方自治体に再負担を強いることのないよう、事務費・人件費等を含めた全額を国の責任において措置するとともに、自治体の事務負担を極力軽減されたい。
- (2) 制度創設の目的と政策効果をより発揮する観点から、未納・滞納の保育料や給食費に充当できる制度とされたい。
- (3) 制度内容をできる限り早期に確定し、準備期間を十分置くとともに、制度変更がある場合は、国民への周知・啓発を積極的に行うなど格段の配慮を願いたい。

6. 予防接種法に基づく定期接種の拡大について

予防接種法に基づく定期接種となっていない任意の予防接種であるインフルエンザ菌b型（ヒブ）・小児用肺炎球菌・成人用肺炎球菌・子宮頸がんのワクチンについて、その有効性及び安全性を確保した上で早期に予防接種法に位置づけるよう国に対して積極的に働きかけるとともに、感染症対策の一環としてワクチン接種が推進されるよう特段の配慮を願いたい。

7. 県福祉医療費助成制度の堅持について

県財政構造改革プログラムによる福祉医療費助成制度の見直しについては、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、制度を堅持願いたい。

8. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援について

児童福祉法の改正に伴い、市町で家庭児童相談室等を設置し、児童家庭相談に積極的に応じているところであるが、従来にも増して専門性を持った職員の配置や相談体制の充実が求められている。

については、迅速かつきめ細かな対応を図るため、子ども家庭相談センターの職員の増員や市町体制の充実整備のための専門職の配置等人的的支援、多種多様な相談に的確に対応できるよう指導や支援の充実、研修や人事交流等による連携強化、または資格を有する専門相談員配置への財政支援制度を創設されたい。

あわせて、相談体制充実のため、財政的・人的支援制度の創設を国に強く要望されたい。

9. 安定した年金制度の維持について

日本人の平均寿命が延びた今日、老後の生活になくってはならないのが公的年金であり、高齢化社会が本格化する中で、安定した年金制度を維持することは極めて重要である。こうした状況の下、国においては、平成22年1月に社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」が設立されたが、県においても年金制度の安定した制度維持ができるよう、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 年金記録問題の早期解決に向けて、さらなる国への働きかけを願いたい。
- (2) 法定受託事務及び協力連携事務の見直しを図られたい。
特に、国民年金第1号被保険者にかかる年金裁定事務については、「日本年金機構」において一元化願いたい。

10. 新しい高齢者医療制度について

現在の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は平成24年度をもって廃止し、新しい制度への移行が検討されているが、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 新たな高齢者医療制度の創設にあたっては、国民の合意が得られるよう持続可能な分かりやすいものとし、被保険者や関係機関とも十分な議論を行い、意見を反映させるとともに、必要な財源は全額国において確保されたい。
なお、一部を国民健康保険へ移行することも検討されているが、あわせて国民健康保険の広域化についても、国民の健康を広域的に守る視点に立ち、都道府県単位の運営を願いたい。
- (2) 新制度の電算システムは、十分な準備期間と検証期間を確保し、安定した運用が図れるものとされたい。

11. 国民健康保険への財政支援強化について

国民健康保険への財政支援強化として、次の事項について国に強く働きかけられたい。

- (1) 将来にわたって持続可能な国民健康保険制度を維持するため、療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げ
- (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置の廃止

12. 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているが、本県においても自治体病院等における医師及び看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから、医師・看護師確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 自治体病院等の医師確保対策にかかる経費に対する助成制度の創設の充実を願いたい。
- (2) 奨学金制度の充実や職場環境整備をはじめ、看護師確保対策に対する包括的な支援を願いたい。
- (3) 外国人看護師確保に要する経費（渡航費用、日本語研修・国家試験対策研修・就労研修実施経費等）に対する支援を願いたい。
- (4) 専門医の負担軽減や患者が救急医療を適正に受診できることを目的に、県として総合内科的な医師や家庭医の養成・確保、さらには県内医療機関への派遣等に対する後期研修プログラムを創設願いたい。
- (5) へき地医療・地域医療の確保・存続のため常勤医師の派遣について、特段の配慮を願いたい。

13. 滋賀県介護施設等整備費補助金に基づく支援 について

介護保険事業計画に基づく介護老人福祉施設（1箇所100床）と併設する老人短期入所施設整備において、「滋賀県介護施設等整備費補助金」の交付及び補助単価の維持について、特段の配慮を願いたい。

14. 自治体病院運営に対する県の財政支援につい て

自治体が運営する病院については、住民だけでなく、他市にわたる広範囲な地域住民の生命を守るため、不採算部門も含めてなくてはならない存在である。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、病院運営に苦慮しているところである。

このような現状から、次の事項について、県の格段の配慮を願いたい。

- (1) 救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する今まで以上の財政支援を講じられたい。さらに自治体が運営する基幹病院に対して、県独自の財政支援を願いたい。
- (2) 災害医療支援チームに対する財政支援を講じられたい。
- (3) 医師・看護師不足に対する即効性のある措置を講じられたい。

15. ノンステップバスの導入促進について

バス事業者に対し、人にやさしいバスであるノンステップバスの導入促進を図るよう積極的に働きかけられたい。

16. 女性特有のがん検診推進事業の実施延長について

女性特有のがん検診推進事業について、2年間の実施では対象者が限られ、サービスを受けられる者と受けられない者があり、施策に不公平が生じることから、最低5年間はこの事業を継続するよう、事業の実施延長について国に対して強く働きかけられたい。

17. 妊婦健康診査公費負担拡充に関する財政措置について

妊婦健康診査は母体や胎児の健康確保を図るうえで重要であり、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な受診を促すため国が創設された妊婦健康診査臨時特例交付金について、平成23年3月までの時限措置となっている制度を延伸されるよう、国に対して働きかけられたい。

18. 出産育児一時金引き上げ措置の恒久化について

出産育児一時金については、平成21年1月から創設された産科医療補償制度にあわせて、同制度加入分娩機関の出産に限り3万円が加算され、さらに国の緊急少子化対策として昨年10月から平成23年3月までの時限措置として4万円が引き上げられた。

少子化対策は、国の将来にかかわる大きな課題であるとともに、国民が安心して子どもを産み育てる環境を整えることが重要であることから、時限措置として対応するのではなく、恒久的な措置とするよう国に働きかけを願いたい。

19. 圏域における医療福祉の推進について

「滋賀の医療福祉を考える懇話会」において最終報告された「地域で最後まで安心して住むことができる医療システムづくり」の実現のためには、圏域における県の役割が極めて重要であり、市町と十分に連携を図りつつ、圏域における医療福祉実現のビジョンづくりに早急に取り組んでいただきたい。

商工観光労働部

1. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施 について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 外国人へのサービス提供主体は市町であり、かつ外国人施策は生活環境、教育、医療福祉など多岐にわたることから、包括的な支援としての交付金制度の創設
- (2) 外国人学校について、学校教育法に定める教育機関としての位置づけなど、法的地位を明確化した外国人児童生徒の教育環境の充実
- (3) 外国人の実態に合わせた医療保険制度や年金制度の運用の改善
- (4) 近年増加している外国人DV被害者相談窓口の充実に向けた国・県域での相談体制の整備
- (5) 外国人児童生徒初期指導教室の運営にかかる財政支援及び各在籍校日本語教室を含めたポルトガル語又はスペイン語のできる指導員の派遣
- (6) 外国人に対する日本語学習機会の確保及び日本語講師の養成
- (7) 外国人の就労相談にかかる窓口の充実について集住地域への重点的な実施

2. 滞在型広域観光等の推進について

国際観光立県に向けて、グローバルな発想、企画など効果的な取り組みが実施できるよう、滞在型広域観光推進のための各制度の見直し・財政支援及び人的支援を願いたい。

特に、都市農村交流における農村ホームステイに取り組む体制整備の見地から、子どもを対象とした「教育などに伴う農家民宿」に取り組めるよう、旅館業法や食品衛生法の適用について、県独自の指針を作成いただきたい。

3. 在住外国人の安全・安心な生活を支える相談員・通訳員設置への財政支援について

在住外国人が増加の一途をたどり、日常生活や子育てなど身近な暮らしの支えとなる相談員、通訳員の業務が増大・多様化している。また、在住外国人が多い地域ではコミュニケーション上のトラブルも多く、相談体制の拡充に向け、積極的な取り組みが必要となっている。

については、市町が配置する相談員、通訳員の人件費への財政支援措置を講じられたい。

4. 中小企業等に対する総合的な振興対策の推進について

現下の厳しい経営環境の中、中小企業の再構築、再活性化を図るため、中小企業の振興対策の充実と雇用対策等総合的な諸施策を積極的に推進されるとともに、滋賀県商店街基盤施設等整備事業費補助金の拡充について、特段の配慮を願いたい。

5. NHK大河ドラマ「江～姫たちの戦国～」の 放映を契機とした観光振興策の拡充について

NHK大河ドラマ「江～姫たちの戦国～」の放映にあわせて、県内の歴史遺産や自然等を広く全国にPRするとともに、宿泊滞在型観光の推進への支援を願いたい。

また、放映にあわせて行う博覧会等への財政支援についてもお願いしたい。

6. 企業誘致における優遇制度の創設について

企業誘致の推進による税収や雇用の確保を図るため、企業誘致における優遇制度の創設について特段の配慮を願いたい。

農 政 水 産 部

1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業 について

平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策は、国の経営所得安定対策等大綱に沿った重要な施策である。

施策の狙いである「幅広い地域住民の協働のもとに、農村環境を守っていく」という活動の推進のためには、可能な限り多くの集落での取り組みが不可欠である。

については、引き続き諸般の事情により本対策に取り組むことができなかった集落に対する平成22年度以降の採択について配慮願うとともに、平成23年度に事業完了を迎えることとなる事業の延長を国に対して強く要望されたい。

また、共同活動の変更手続きや活動組織への情報提供等、市町の事務量が増加しているため、できる限り事務の簡素化や県で事務分担を願いたい。営農活動の面積増加による市町への財政負担が増加しており、市町が1/4とされる財政負担の軽減についても配慮願いたい。

あわせて、国の支援の対象にならない農家が多くあるため、県単独事業施策である環境こだわり支援の復活をお願いしたい。

2. 戸別所得補償制度の早期情報提供について

平成23年度から実施される戸別所得補償制度の実施内容や実施機関などについて、早期に示されるよう国に対して働きかけられたい。

3. 地域事情を踏まえた米政策にかかる水田農業

ビジョンの確立について

本年3月には「食料・農業・農村基本計画」が大幅に見直しされ、自給率向上のため生産拡大を促す対策と、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策がセットとなった「戸別所得補償制度」がスタートしたところである。この制度は全国一律的な農業支援策であるが、湖辺の水田農業と中山間地域の水田農業の二つの形態を有する本県においては、コスト削減が難しい中山間地域の農業者にとって不公平感が否めない状況にある。そのため、国土保全や水源涵養にも大きく貢献している中山間地域の農地保全に対し、今後も意欲的に農業者が売れる米づくりを続けていけるよう、地域（中山間地域・平野部地域）ごとに区分けした支援に改めていただくよう国への強い働きかけを願いたい。

また、従来から行われている生産目標数量の配分方法についても、生物の多様性を尺度とする規準の創設、例えば環境に配慮した農業の取り組みや食味ポイントを加味した配分の導入などにより、消費者ニーズに沿った売れる米づくりの推進ができるよう配慮願いたい。

4. 農林業集落排水処理施設の統廃合と余剰汚泥

の処分にに向けた支援について

「農林業集落排水処理施設」の維持管理コストの軽減は、今日的課題となっており、さらに年々施設の老朽化が進む中で、各施設の統廃合及び公共下水道への接続について、県当局の総合的な指導と特段の支援対策を願いたい。

また、余剰汚泥の処分対策について、減量化対策とあわせて指導・支援をいただくとともに、抜本的な見直しを行い、これらの実現のための新規助成制度の創設を願いたい。

5. 県施行土地改良事業にかかる市町負担金の 情報開示について

土地改良事業にかかる負担金については、負担金経費の内訳とその積算根拠について情報開示の徹底を願いたい。

6. 県単独小規模土地改良事業の採択について

国庫補助事業の採択要件に満たない小規模の農道、用水路、排水路などの農業用施設の新設や改修に対する県の補助金である県単独小規模土地改良事業の採択要件の緩和を願いたい。

7. 老朽化した農業水利施設の更新整備について

近江米の産地である本県水田農業の振興のため、老朽化した農業水利施設の更新整備（石綿管対策を含む）は避けて通れない課題であり、施設の機能診断結果に基づき計画的に更新するためには、中長期の広域にわたる実施計画が必要である。

「滋賀県型農業水利施設アセットマネジメント」の推進に際しては、具体化に向けた県の支援・指導を願いたい。

また、県において積極的に取り組んでいただいている諸事業についても、引き続き事業費の確保・採択要件の緩和などの措置について特段の配慮を願うとともに、事業実施のためのコーディネートなど支援を願いたい。

8. 日米自由貿易協定（F T A）の締結阻止について

日米自由貿易協定（F T A）については、アメリカの対日輸出全体の30%を農林水産物が占めていることから、この協定が締結されるような事態になれば、日本農業並びに農業者に対し、多大な影響をもたらすこととなる。

よって、日米自由貿易協定（F T A）の締結阻止について、国に対して働きかけられたい。

土木交通部

1. 滋賀県総合交通ネットワーク構想の推進について

都市基盤の根幹となる総合交通体系早期整備のため、次の事項について県の積極的な対応と、国・関係機関への働きかけを願いたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 特定事業者としての道路及び交通安全施設の整備促進と交通バリアフリー化にかかる公共交通特定事業の推進に対する支援
- (3) 湖上交通の整備促進
- (4) JR及び地方鉄道の整備促進
 - ア) JR琵琶湖線の複々線化及び草津線の複線化
 - イ) 輸送力の強化及び列車ダイヤの増強改善
 - ウ) 駅舎の新改築、改修及びエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備に対する支援
 - エ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
 - オ) （仮称）びわこ京阪奈線及び（仮称）琵琶湖若狭湾快速鉄道建設構想の推進
- (5) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

2. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネット

ワークの整備促進について

受益者負担による合理的な制度で、これまでの道路整備を支えてきた道路特定財源が平成21年度から一般財源化されたが、道路整備中期計画に基づき真に必要な道路整備にかかる予算確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保並びに運用の透明化を図られたい。
- (2) 今後における広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (3) 当該、重要幹線が地域高規格道路に昇格指定されるとともに既指定路線の早期整備を図られたい。
- (4) 県道・国道バイパス道路の早期整備を推進されたい。
- (5) 山間部狭隘国道のトンネル化を含む早期改良整備を推進されたい。
- (6) 県域及び隣接府県域を通る高速道路への接続道路並びに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (8) 歩道未設置箇所の歩道整備を推進されたい。

3. 新名神高速道路の早期整備について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山JCT～草津田上IC間、49.7kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果を発揮している一方で、新名神の接続区域において、名神高速道路や東名阪自動車道では交通量の増加により慢性的な渋滞が発生している。また、第二京阪道路の全線が供用され、さらに阪神高速道路京都線も本年度内の全線供用に向け工事が急ピッチで進められるなど、周辺の幹線道路のネットワークの整備も進んでいる。

このため、当面着工しない区間とされている大津～城陽、八幡～高槻間の必要性は益々明確となり、あわせて四日市～亀山間などの整備中の区間については、計画を前倒しにしてでも早期に完成させる必要がある。

については、政府及び高速道路株式会社に対して、次の事項について強く働きかけられたい。

- (1) 大津～城陽、八幡～高槻間について早期に着工の判断を行い、着工を図られたい。
- (2) 四日市～亀山、城陽～八幡及び高槻～神戸間の早期整備を図られたい。

4. 市街地再開発事業にかかる財源の確保について

市街地再開発事業にかかる県費補助金については、社会資本整備総合交付金における基礎額の例に倣い算定されたい。

5. 都市計画事業費補助の復活について

市町が施行する都市計画街路事業及び土地区画整理事業のうち、県道及びこれに準ずる重要な路線等に対して、都市計画事業費補助金の復活と財政支援を願いたい。

6. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、より積極的な取り組みと事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨により甚大な被害が発生していることから、早期に治水対策を確立されたい。
- (2) 地域の実情に合わせて緊急に改修を必要とする一級河川の早期整備を図られるとともに、浚渫等適正な維持管理を願いたい。
- (3) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (4) 総合的治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取り組みを願いたい。
- (5) 自然と調和した親しみのある川として環境面での整備や治水面からの整備も含め、事業の一層の促進と大幅な予算の確保を願いたい。

7. 土砂災害防止対策の推進について

土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、砂防関係予算の所要額の確保を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られたい。

8. ダム建設による治水対策等について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国及び滋賀県、さらには地域や有識者の意見も含め、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、流域治水の早期解決の手段として位置づけられてきたところである。

しかしながら、現時点においては、計画されていたいずれのダム建設も、凍結・中止・検討といった状態となっている。流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県におかれては、住民が安全・安心な生活を送れるよう、最も効果的な治水対策であるダム建設事業を早期に具体化し、建設促進を図っていただくよう強く要望する。

また、国土交通省の諮問機関である「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」でダム事業の検証対象となった大戸川ダム、丹生ダム及び北川ダムの早急な検証の実施と治水案の提示を国に働きかけるとともに、県独自の評価で中止とされた芹谷ダムについても検証を要望する。

9. 改良住宅譲渡基準の緩和について

改良住宅の譲渡条件が一部緩和されてはいるものの、依然として国が定める譲渡基準は地域の実情にそぐわない状態であり、今後、譲渡を推進するため譲渡条件を緩和していただき、事務処理の簡素化・効率化を図れるよう、特に次の事項について国に要望願い、県においても積極的な指導と援助を願いたい。

- (1) ブロック単位でかつ1棟単位である譲渡条件を1戸単位で譲渡可能とされたい。
- (2) 空家住宅の用途廃止を認められたい。
- (3) 改良住宅の譲渡にかかる権限を国から地方へ移譲されたい。

10. 都市計画区域の見直しについて

都市間競争の時代を迎え、各市が創意工夫を凝らし、地域の歴史や文化等、特性を生かした個性的で魅力ある「まちづくり」に取り組む必要性が生じていることや、地方分権が進展する中において住民のニーズに迅速かつ適切に応えるなど、時代の変化に即応できる都市計画区域となるよう見直しを願いたい。

11. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

12. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

- (1) 地域の公共交通利用空白地帯の解消並びに、高齢者・障がい者や通勤・通学者などへの対応やマイカーに依存した生活環境から公共交通への移行を目指して取り組んでいるコミュニティバス実証実験について、国の実証実験に対する支援は3ヶ年が限度となっていることから、県支援事業の整理・見直し、拡充を行うとともに、国の支援についても働きかけを願いたい。
- (2) コミュニティバス運行事業については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも増して、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢化社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、地域公共交通の継続的な維持及び活性化を図るため、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助制度における補助率の改善並びに地域格差を生まないような補助制度の構築について、特段の配慮を願いたい。

13. 県施行土木建設事業にかかる市町負担金の見直しについて

全国知事会が見直しを強く求めている国の直轄事業負担金と同様、県施行の土木建設事業負担金にかかる市町負担金の見直しについて、特段の配慮を願いたい。

- (1) 負担金の経費内訳とその積算根拠についての情報開示の徹底
- (2) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設
- (3) 負担率の軽減

教育委員会

1. 公立学校施設の整備充実について

公立学校施設の整備促進のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 喫緊の課題である学校教育施設の耐震化について、耐震診断費、実施設計費、工事費等に対する県補助制度を早急に創設されたい。
- (2) 「地震防災対策特別措置法」にかかる緊急支援措置について、耐震整備を行うすべての施設が対象となるよう現在 I s 値 0.3 未満とされている基準の緩和と、特例措置の期間延長について国に働きかけを願いたい。
また、改築する場合において、耐力度調査の結果が 4, 500 点以下の学校施設について、国庫補助率の嵩上げ対象となるよう基準の緩和について、積極的に国へ働きかけを願いたい。
- (3) 幼稚園の施設整備に対し、地方債にかかる交付税が算入されるなど、義務教育施設と同様の財源措置がなされるよう国に働きかけを願いたい。
- (4) 宅地開発等に伴い、児童数が急激に増加した過大規模校を増改築する場合について、通学区域の変更や分離新設を行うことが困難であるなどやむを得ない事情が認められる場合においては「安全安心な学校づくり交付金」の対象とされたい。

2. 社会教育施設の整備（耐震化等）に対する 補助制度の創設について

図書館や公民館、体育館など社会教育施設の耐震調査、耐震補強工事等に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国に対しても同様の支援制度を創設されるよう強く働きかけられたい。

3. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) 生徒指導加配教員の配置基準を見直し、すべての小中学校への生徒指導加配教員配置を制度化されたい。
- (2) 外国籍児童生徒の対応教員の配置基準見直しによる増員及びポルトガル語等の話せる教員の配置を願いたい。
- (3) 小学校における英語教育の充実を図るため、英語専科の加配教員を各小学校に配置できるよう配慮願いたい。
- (4) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置及び施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、通級指導教室を設置し、通級指導員を配置願いたい。
- (5) 現在、非常勤嘱託職員で対応している適応指導教室の指導員について、不登校児童生徒へのよりきめ細かな指導と緊密な学校との連携を図るため、現職教員の配置を願いたい。
- (6) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。

4. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、35人学級編成を小学校4年生・5年生・6年生、中学校2年生・3年生に拡大し、それに伴う教員配置数の改善を図りたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国の定める必要面積には算入されないため、全額県費負担により施設整備を願いたい。

5. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化財資源を地域振興や観光振興につなげていけるよう、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存並びに活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

- (1) 伝統的建造物群の保存（県費補助の復活）
- (2) 県指定有形文化財等の修理
- (3) 遺跡保護にかかる土地公有化事業の支援
(県費補助の凍結解除)

6. 教育環境の整備・充実について

県南部地域の県立高等学校普通科の受験倍率の高倍率化の緩和に向け、定員増などの具体的対策を引き続き実施されたい。特に、地元の高등학교に進学を希望する生徒がその希望どおり進学できるよう、早期に対策を講じられたい。

また、現在進められている県立高等学校の再編にあたっては、地理的条件や地域の意見に特段の配慮を行うとともに、十分な合意形成のもと本来の目的である教育内容の質的充実を図られたい。

7. 米粉パン等の学校給食への利用拡大及び助成について

地産地消、食育推進基本計画の推進とともに、米の消費拡大を図る観点から、米粉パン等の学校給食への利用推進体制の確立と県の助成制度を創設されたい。

8. 学校統合のためのスクールバス導入等助成制度の創設について

小中学校の統合による通学距離の増大や通学の安全確保のために必要となるスクールバスの導入や、学校統合のために必要となる施設改修等の経費に対し、県の助成制度を創設されたい。

企 業 庁

1. 県用水供給事業について

平成23年度に予定されている滋賀県用水供給事業の統合後においても、「安心・安全・安定・安価」給水の責務から、緊急時において受水市町への影響を最小限に止めるべき迅速かつ適切な対応を、受水市町との連携を図りつつ確立されたい。

警 察 本 部

1. 市民生活の安心安全の確保について

県民生活の安全と地域社会の平穩を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）の整備を図り、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を各地域に早期設置と警察官の増員を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取り組みについて

交通安全施設（主に公安委員会）の拡充と未設置箇所の早期設置の実現を図られるとともに、交通安全思想の普及・啓発に努められたい。

特に、通学路における交通安全施設の設置等については、特段の配慮を願いたい。

